

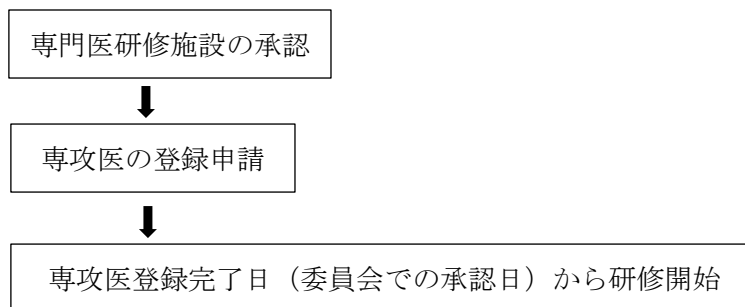
【専攻医の登録】

Q1. 研修施設に所属していないのですが、専攻医の登録はできますか？

- A. 原則として専攻医は研修施設に所属していなければなりません。
研修施設に所属していない場合、専攻医の登録はできません。
しかしながら、認定医を2回更新された方は、研修修了とみなされますので、研修施設の所属は不要です。

Q2. 専門医研修施設の申請中または申請予定の段階で専攻医登録を行って良いのでしょうか？

- A. 専門医研修施設が承認された後に行ってください。



【専門医申請】

Q1. 認定医を2回以上更新した者は専門医研修施設に所属しないでも受験可能ですか？

- A. 可能です

Q2. 認定医を2回以上更新した先生あるいは認定医指導医を取得している先生で、専門医を取得したい場合は、研修期間は無くても申請はできるのでしょうか？

- A. 認定医を2回以上更新した先生と認定医指導医を取得している先生は、研修期間なしで申請可能です。専攻医の登録も不要です。

Q3. 今後も認定医を2回更新すれば、専門医研修なしで専門医申請ができますか？

- A. 「一般社団法人 日本歯科専門医機構」の認定制度に移行する予定です。基本的に専門医取得のためには専門医研修の履修は必須です。従って「一般社団法人 日本歯科専門医機構」の認定制度に移行後は、「認定医を2回更新すれば、専門医研修なしで専門医申請できる」ことはありません。「一般社団法人 日本歯科専門医機構」への移行期間までの特別措置です。

Q4. 専門医申請(試験)は年に何回行われるのですか？

A. 年 1 回です。

【研修施設の申請】

Q1. 認定医更新者が自院を研修施設に申請する場合、どこかの施設に連携することを依頼する、ということでしょうか。

A. 専門医指導医が所属していなければ、連携施設となります。すべてのカリキュラムを自院で履修できれば、「連携施設 A」として申請してください。研修プログラムを全て履修する環境にない施設は、「連携施設 B」として申請してください。

Q2. 専門医研修施設の区分がわかりにくいのですが？

A. 表の通りです。 連携施設 B は、連携する施設を明記する必要があります。

	専門医指導医	履修プログラム
基幹施設	常勤	自施設ですべて履修可能
連携施設 A	外部所属	自施設ですべて履修可能
連携施設 B	常勤 or 外部所属	自施設で一部履修不可

Q3. 「連携施設 A」の申請で他施設での研修カリキュラムを含めることは可能ですか？

A. 「連携施設 A」は、研修プログラムが全て履修する環境にあるものです。他施設での研修をカリキュラムに含める場合、「連携施設 B」を選択してください。

Q4. プログラム統括責任者は、2 つ以上の専門医研修施設のプログラム統括責任者を担当することは可能ですか？

A. ひとつの施設の専攻医のプログラムを責任持って管理することは大変です。他にプログラム統括責任者としての有資格者がおられれば、その方に御願いしてください。原則、プログラム統括責任者は、ひとつの施設の専攻医を管理することになります。

Q5. 基幹施設の専門医指導医が退職する場合は？

A. 基幹施設では専門医指導医が常勤であることが条件となりますので、専門医指導医が不在となれば、連携施設 A への変更が必要です。
変更にあたっては変更届を提出いただく必要があります。

【研修プログラム】

Q1. 認定医を2回更新者における詳細5症例は、1ヶ月間の20例(10症例)から選択するのでしょうか？

- A. 認定医2回更新者は、1ヶ月間の20例(10症例)に限定しないで過去のご自分の経験症例(期日は問わない)の中から詳細5症例を選択してください。認定医2回更新者以外の方は、研修手帳に記載された「経験すべき症例」、「臨床経験症例」、「任意の1ヶ月間」の中から詳細5症例を選択してください。

Q2. 研修内容の経験すべき疾患や習得すべき診療技能と手技は、研修施設以外でも認められますか？

- A. 認められません。
研修は所属している研修施設で指導医のもとで行われなければなりません。